

平成 29 年 2 月 1 日

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

一般財団法人マルチメディア振興センター

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）に基づき、一般事業主行動計画を以下のとおり定めましたので公開します。

1. 計画期間 平成 29 年 4 月 1 日 ～ 平成 32 年 3 月 31 日

2. 当財団の課題

課題 1： 管理職に占める女性割合が少ない。

課題 2： 管理職を目指す女性が少ない。

課題 3： 一般職員における女性管理職がない。

3. 目標

管理職（課長級、研究主幹以上）に占める女性割合を 30%以上とする。

4. 取組内容と実施時期

取組 1： 女性職員を対象として管理職育成を目的としてキャリア研修を実施する。

- ・平成 29 年 7 月～ 研修プログラムの検討。
- ・平成 29 年 10 月～ 研修プログラムの決定
- ・平成 30 年 4 月～ 管理職育成キャリア研修の実施
- ・平成 31 年 4 月～ 管理者登用
- ・平成 31 年 4 月～ 女性管理者を対象として研修を実施

取組 2： 人事評価基準について見直しを図る。

- ・平成 29 年 4 月～ 現在の人事評価について、女性にとって不利な基準になっていないか、男女公正な昇進基準となっているか精査し、必要に応じて新しい評価基準を策定する。